

して、都道府県医療勤務環境改善支援センターによる支援と併せて子育て世代の医師に対する支援を引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

○自見はなこ君 ありがとうございます。是非、財政措置、お願いいたします。一病院、二、三千万の赤字出しながら二十四時間院内保育を抱えているという現状を早く変えていただかなければ、経営者の方々が二十四時間保育をしようという決断に至りません。結果、泣き寝入りしているのは女性であります。是非ここは覚悟を持って予算請求していただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、通称使用も、これローカルルールがたくさんありまして、医師の場合は、結婚、離婚のときに大変不便をしておりますので、是非、通称使用の拡大ですね、これもお願いをしたいと思いません。

では、大隈政務官はこれで退席をしていただいで結構でございます。

○委員長（小川克巳君） 大隈政務官については御退室いただいで結構です。

○自見はなこ君 タスクシフト・シェアリングの推進において、次の質問でございますけれども、仮にこの法案が成立した後でございますが、これを確実に実施していただくことが非常に重要だ

と考えております。

今回その大きな役割を担っていただくのが、臨床工学技士、救急救命士、臨床検査技師、そして、診療放射線技師の皆様でございます。この研修をしっかりと行って実績を出していくことが非常に重要と考えますが、ここについてはいかがが御考えでしょうか。

○政府参考人（追井正深君） 御答弁申し上げます。

今般、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救命救急士について、法改正によりましてその業務範囲の拡大等を御審議をお願いして行うこととしておりますけれども、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士につきましては、法改正に合わせて養成カリキュラムの見直しを行うとともに、既に資格を取得した方につきましては、今回追加される業務を実施するための要件として、厚生労働大臣が指定する研修の受講を義務付けることとしております。

この研修につきましては、関係職能団体の協力も得ながら、施行期日の本年十月一日までに開始できるように準備を進めているところでございまして、また、救命救急士につきましては、従前の病院前に加えまして、新たに医療機関の救急外来において従前と同様の救命救急処置を行うことを可能とすることとしておりますけれども、救急外来

における救命救急処置の実施については勤務する医療機関が実施する院内研修の受講を義務付けることといたしております。今後、研修の詳細について検討していくこととしております。

○自見はなこ君 ありがとうございます。しっかりと現場で、この度の法案で提案されている医療行為を、まず医療安全の下で確実に実施していただけるような研修体制をそれぞれの団体の皆様にはつくっていただき、結果としてタスクシフト・シェアリングが確実に進むというのを願っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、三問目でございますけれども、今回の医師の働き方改革を進める上で、特に若い医師が集中的に所属する大学病院において適切な労務管理、残業時間代を含めた適切な賃金の支払というものが行われ、安心して研究や教育や臨床に励んでいた環境をつくるということは必須であると思っております。

現在、これは厚生労働省の資料ですけれども、年間の時間外労働、これが千八百六十時間を超えると推定される医師がいる医療機関というのは、病院全体では二七％、大学病院では約八八％、救命救急の機能を有する病院の八四％、救急機能を有する病院は三四％という、大学病院は八八％、非常に高い値でございます。今年に入りましてか